

令和 7 年度 滋賀地方最低賃金審議会
第 1 回滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
議事録

開 催 日 時	令和 7 年 9 月 24 日（金） 9 時 33 分～11 時 18 分		
開 催 場 所	滋賀労働局 共用会議室		
出 席 状 況	公益代表委員	出席 2 人	（定数 3 人）
	労働者代表委員	出席 3 人	（定数 3 人）
	使用者代表委員	出席 2 人	（定数 3 人）
	事務局	3 人	
出 席 者	公益代表委員	片山 聡	木下康代
	労働者代表委員	鈴木敏和	谷口一幹 松井大介
	使用者代表委員	池田 健	三浦浩明
	事務局	青木労働基準部長	足立賃金室長
		田原労働基準監督官	
主 要 議 題	・ 部会長及び部会長代理の選出について ・ 専門部会審議日程について ・ 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（金額審議）		
議 事 録	別紙のとおり		

○足立室長

それでは、ただ今から、「令和7年度 第1回 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告します。

公益側代表委員2名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員2名の合計7名のご出席をいただいています。

したがいまして、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

本日は第1回の専門部会ですので、部会長が決まるまでの間は、事務局が議事進行をさせていただきます。

まず、4月の人事異動で事務局のメンバーが変わっておりますので、紹介いたします。

労働基準部長の青木です。

〔起立して礼〕

田原労働基準監督官です。

〔起立して礼〕

それでは、まず初めに滋賀労働局労働基準部長の青木からご挨拶申し上げます。

○青木部長

あらためまして、滋賀労働局労働基準部長の青木です。

本日は、ご多忙のところ特定（産業別）最低賃金専門部会にご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。また、日頃から公労使委員の皆様方には、県最賃、産別最低賃金専門部会の委員として、格別のご尽力とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

おかげさまをもちまして、本年10月5日より、滋賀県最低賃金を1,080円に引き上げる旨、9月5日に官報公示いたしました。引上げ額、引き上げ率とも過去最大となったところです。滋賀労働局としては、この地域別最低賃金の周知・広報として、各市町の広報誌への記事掲載依頼、地元ケーブルテレビや地域コミュニティFMなどの放送メディアを用いた広報、Web広告の掲載、関係機関へのポスター・リーフレットの配布、また、10月2日には連合滋賀様と合同で街頭周知活動を行うなど様々な周知・広報の取組を予定しているところで、今後も、労働局、労働基準監督署、ハローワークが一体となって周知・広報に努めてまいります。

さて、特定（産業別）最低賃金につきましては、6業種について、改正決定の申し出をいただき、その内、最低賃金審議会で「改正決定の必要性あり」と答申のあった4業種についてご審議いただくこととなりました。

特定（産業別）最低賃金は、ご承知のとおり、関係労使のイニシアティブによって設定されるものであり、労働局といたしましてもその産業の基幹労働者の労働条件にかかわる重要なものであり、また、労使の協議の補完といった面も有しているといったことから、非常に重要な制度であると認識しております。

本日から審議をいただく「自動車・同附属品製造業最低賃金」は改正される地域別最低賃金が発効すれば、地賃に埋没することとなりますので、地賃を上回る額での改正に向け、産業の景況等を踏まえつつ、丁寧かつ真摯な審議をお願いいたします。

委員の皆様方には、大変ご苦勞をおかけいたしますが、関係労使のイニシアティブにより「全会一致」による改正決定となるよう、よろしくお願いします。

以上、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○足立室長

それでは、議題（１）「部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

最低賃金法第２５条第４項で準用される同法第２４条で「部会長及び部会長代理
公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」と規定されております。７月に開
催しました公益委員会議で本部会の部会長には片山委員を、部会長代理は木下委員
を推挙することとなりました。

皆さま、いかがでしょうか。

〔異議なしの声。〕

それでは、部会長は片山委員に、部会長代理に木下委員にお願いすることといた
します。

それでは以後の進行は、片山委員にお願いいたします。

○片山部会長

おはようございます。

本部会の議事進行を務めます部会長の 片山 です。よろしくお願いいたします。

それではまず初めに、本日の資料について、事務局から説明をお願いします。

○田原監督官

それでは、資料のNo.4以降について、説明させていただきます。

資料No.4は、「滋賀県最低賃金及び特定（産業別）最低賃金改正状況」で、令和３
年度以降の最低賃金額、引上額、引上率等を一覧表にしたものとなっており、本年
10月5日発効の滋賀県最賃 1,080 円までを入力したものになります。

資料No.5は今年度の特定（産業別）最低賃金改正の申出状況となっております。

今年度、労働者側から 6 業種について改正の申出があり、事務局でその申出内容を確認したうえで、審議会にその必要性を諮問し、8 月 26 日の第 4 回本審において 4 業種について、改正の必要性ありの答申を頂き、改正決定の諮問をいたしました。本部会においてはこのうち自動車・同附属品製造業最低賃金について、委員の皆様方に金額審議をしていただくこととなります。

資料No.6 は、令和 7 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表となっております。

資料No.7 は、令和 7 年賃金改定状況調査結果の第 4 表となっております。

資料No.8 は、大津財務事務所が公表しています令和 7 年 7 月判断の「滋賀県内経済情勢報告」となっております。総括判断として「緩やかに持ち直している」と判断されております。

資料No.9 は令和 7 年 6 月速報として公表された滋賀県鉱工業指数となっております。生産指数、出荷指数は「2 か月連続の上昇」、在庫指数は 2 か月連続の低下とされています。

資料No.10 は、「滋賀県景況調査結果報告書 令和 7 年度第 1 四半期」となっております。この調査は、滋賀県が県内の景気動向を把握するために四半期ごとに実施している調査であり、最新の調査結果となっております。結果の概要について、今期の県内企業の景況は、業況 DI は前期と比べて 0.5 ポイントの悪化であり、来期については、マイナス幅が拡大する見通しとされています。

資料No.11 は、令和 7 年 7 月分の雇用失業情勢となっております。7 月の受理地別の有効求人倍率は、1.06 倍であり、就業地別の有効求人倍率は 1.34 倍となっております。

○片山部会長

ただ今の説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

(質問等なし)

特になければ、議題（２）「専門部会審議日程について」に入ります。事務局から説明してください。

○足立室長

お手元の資料№.3、9ページをご覧ください。

本専門部会は第1回が本日、第2回が10月7日（火）13時30分からピアザ淡海3階の会議室で、第3回は10月16日（木）9時30分から労働局6階の会議室で開催いたします。

日程の決定に際しましては、事前に委員の皆さまから提出していただいた「日程調整表」を基に専門部会の定足数3分の2以上の出席を満たし、かつ部会長が出席できる日で、できるだけ多くの委員が出席できる日を選択いたしました。特に第3回専門部会は、労使委員全員が出席できる日で設定しています。

また、第5回本審で答申をいただく予定としており、10月29日（水）午前10時から第5回本審を開催する予定となっております。

今後、急用等で専門部会を【欠席】せざるを得ない事態が生じましたら、事前に、わかり次第、できるだけ早く事務局までメール又は電話でご連絡いただくとともに、労・使の委員の皆様におかれましては、推薦母体にも併せてご連絡のほど、よろしくお願いします。

また、交通事情等により、開催時刻に間に合わない場合も事務局まで電話でご連絡ください。

逆に、日程調整表で【欠席】と報告いただいている開催日において、【出席】いただけたとなった場合にも、わかり次第、事務局までメール又は電話でご連絡いただきますようお願いいたします。

欠席者の人数によっては、部会開催の定足数を下回るような場合も考えられますので、よろしくお願いいたします。

また、事務局から場所の変更等があれば委員の皆様へメールでその都度お知らせ

いたしますので、事務局からのメールチェックについても、よろしくお願いします。
以上です。

○片山部会長

ただいまの事務局からの説明について、ご質問等はありませんか。

〔質問等なし。〕

特になければ、議題（３）「滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正」（金額審議）に入ります。

この専門部会は、今日を含めて３回、開催が予定されています。

特定（産業別）最低賃金は、「労使のイニシアティブにより設定されるもの」との原則に基づき、今年度の審議においても、合意形成に向けて、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

本日の専門部会は、最低賃金改正の実質的な審議を行う最初の会議のため、労・使双方から基本的な“考え方”や“ご意見”などをお伺いして、その後、個別協議に入り、金額の提示をお願いしたいと思います。

それでは、まず、労働者側からお願いします。

○松井委員

まず、生産年齢人口はご存じのとおり減少傾向で、人材獲得の競争が激化しております。とりわけ、中小企業では人材不足により企業の存続を脅かしかねない状況となっております。自動車産業ではメーカー、部品メーカー、販売、輸送などバリューチェーン全体の強みを発揮しており、人材不足によるバリューチェーンの危機は産業全体の競争力の損失に直結します。自動車産業内の競争を公平にし、労働者の労働条件を向上させ、業界全体の底上げを目指すことこそが自動車産業の魅力向上、人材不足解消へと繋がっていきますので、積極的、建設的な議論を望みますの

で、よろしくお願いします。

○片山部会長

次に使用者側お願いします。

○池田委員

特賃専門部会に臨むにあたって、使用者側の考え方を述べます。

本年度は、地域別最低賃金が 63 円、6.19%という大幅な引上げとなりました。3 %以上の引き上げを始めた平成 28 年度からの 10 年間で累計 316 円、41.4%の大幅な引上げとなっています。

地賃が大幅に引き上げられるなか、特定（産業別）最低賃金との差は急激に縮小してきています。

法定 3 要素を産業別の観点でよく検討し、特賃が地賃に埋没するなら、特賃はその役割を終えたということになります。その時期が近付きつつあると考えています。

また、各企業は、特定の産業だけでなく、複数の産業にまたがって事業を行っている場合もあり、産業別の括りで最低賃金を定めるのは適切でない場合があることも理解してもらいたいと思います。

特賃は、過去は存在意義があったと思いますが、すでに特賃が必要な合理的な理由がなくなりつつあると考えています。

今年の地賃・特賃についての考えですが、本年度の地賃、63 円（6.19%）引上げ、1,080 円は、消費者物価、一般の賃上げ、支払い能力の 3 つの観点から考えて、引上げ額・率とも非常に高い水準だったと考えています。

特定（産業別）最低賃金の適正な引上げ額・率がどの水準であるか、地賃の目安に引っ張られることなく、最低賃金法に定める 3 つの要素を踏まえ、根拠を明確にして議論したいと思います。

全国の地賃の改定状況に目を向けると、今年は全国加重平均 66 円、6.26%の引上げとなりました。

目安を超える引上げとなったのは 39 道府県で、一見 滋賀県の引上げは低いように見えますが、実は発効日を 11 月以降としたところが 27 府県あり、現実には滋賀県の引上げ額は低くありません。むしろ高い部類に入ります。

使用者側は、労働者側の立場でも考え、ことさらに発効日の後ろ倒しを主張することはしませんでした。使用者側が自らの利益だけでなく、労働者側の利益も含めて、適正な水準を真摯に考える姿勢をとっていることを、委員の皆さんにはご理解いただきたいと考えております。

○片山部会長

ただ今、労使双方から基本的な考え方が表明されました。

これらに関して、その他にご意見等はございませんか。

〔意見なし。〕

ないようでしたら、これから具体的な金額審議に入りますが、例年どおり専門部会を休会として、労働者側・使用者側と個別に公益側と協議を進めるという形で、よろしいでしょうか。

〔異議なし〕の声。

それでは、今年度もそのように進めてまいります。

では、例年どおり労働者側から先に協議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔異議なし〕の声。

それでは、まず、労働者側と公益側で個別協議し、次に使用者側と公益側で個別

協議を行います。

労働者側は、検討の時間にどのくらい必要ですか。

○松井委員

20 分お願いします。

○片山部会長

では、10 時 10 分から労働者側との個別協議を始めたいと思います。

事務局は、控室について説明してください。

○足立室長

個別協議に当たり、待機・検討していただく部屋を、4 F のテレビ会議室と 5 F の労働基準部長室を用意しております。

労働者側委員は 4 F のテレビ会議室を、使用者側委員は 5 F の労働基準部長室をご使用願います。なお、公益側との個別協議は、この会議室を使用します。

私と田原がご案内します。

○片山部会長

では、ここから休会といたします。

委員の皆様、控室にご移動をお願いします。

〔労 使 各 側 に 分 か れ て の 個 別 協 議〕

【専門部会再開】

○片山部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側

は、自動車産業の人材不足という状況下で高卒初任給との差を埋めていきたいとの主張から特賃改正の申出企業の高卒初任給の加重平均額との差を複数年かけて解消する引上げが必要との主張がありました。

使用者側からは、賃金改定状況調査の第4表を根拠とすべきという主張や物価上昇も考慮する必要があるということから物価上昇率と同水準の引上げ率が妥当であるとの主張がありました。

以上の主張から具体的な金額について、本日は合意に至りませんでした。

次回の第2回専門部会においては、労・使双方が、更に歩み寄っていただき、全会一致による金額決定を目指して、労・使ともご協力をお願いします。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしくお願いします。

議題（4）その他ですが、各委員から何かありましたらお願いします。

〔意見等なし。〕

事務局から何かありますか。

○足立室長

次回の第2回専門部会は、10月7日（火）午後1時30分から、ピアザ淡海の3階会議室で開催いたします。

お車でお越しの際はピアザ淡海の駐車場でなく、びわこホールの駐車場を利用いただくと駐車料金が無料になる処理をいたしますので、駐車券を会場にお持ちください。

以上です。

○片山部会長

それでは、第1回 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会は、これで終了します。

お疲れ様でした。